



税理士法人
堀江会計事務所



HME Network

冬号
No.150



冬号特集

令和8年度税制改正大綱

いわゆる「年収の壁」の引き上げ 等
社会保険加入対象の拡大

について

今号の特集

令和8年度 税制改正大綱

…04



法人税

…04

消費税

…08

資産税

…09

所得税・住民税

…11

法改正特集

社会保険の加入対象の拡大について

…17

Reading & Information

セミナーのご案内

…20

確定申告のお願い

…21

その他のお知らせ・編集後記

…23



○発行 堀江会計グループ

税理士法人 堀江会計事務所
Gift Design (有)
(株)HRC

(株)エイチ・エム・シー

行政書士法人 Gift Design

○場所

【呉本社】 呉市中央3丁目5番13号 HMCビル3階

【広島支社】 広島市中区上幟町4番7号 縮景園ひろえビル301号

○連絡先

【呉本社／広島支社】 TEL：0823-22-0123

FAX：0823-21-5739

Email：info@horie-hmc.co.jp

HP：https://horie-hmc.com/

○営業時間 8:30～17:30 (月～金)

巻頭文

謹んで新春をお祝い申し上げます

2025年の日本経済は、春先にはGDPが一時マイナス成長するも、その後は内需（賃上げ、設備投資）と外需（米国経済堅調）、そしてインバウンド需要に支えられ「緩やかな回復基調」をたどりましたが、秋以降は米中関税問題の不透明感や、法改正による駆け込み需要の反動減（住宅投資など）で一進一退の動きも見られました。特に大企業は堅調、中小企業は厳しい状況が続くなど、企業規模による格差も顕著でした。

全体としては、高水準の賃上げが続き実質賃金がプラス転換し、消費を下支えする展開が期待されましたが、世界経済の減速懸念と保護主義の台頭がリスクとなりました。

昨年11月には高市首相が「デフレ脱却宣言」を目指すことを明言しました。

日本全体の経済環境としては少しずつ改善しているように感じられますが、中小企業においては、物価高、人件費高が重くのしかかってくる状況には変わりありません。

しかし、環境の変化に柔軟に対応することができれば、チャンスは沢山あると思います。人件費もコストと捉えれば重荷ですが、「人財」に対する投資と捉えれば、チャンスを生み出す原動力になると思います。発想を少し切り替えてみると道が切り開けると思いますので、チャレンジしてください。

2026年は「丙午」、^{ひのえうま}「丙」は十干では3番目であり、陽の「火」を表し、太陽のような明るさや情熱、強い意志を象徴します。「午」は十二支では馬を表し、これもまた陽の「火」に属し、行動力やスピード、エネルギーを意味し、勇敢で独立心が強いのが特徴です。

この2つの組み合わせである丙午には、「情熱と行動力で突き進む」「燃え盛るようなエネルギーで道を切り開く」といった縁起の良さが表されます。皆様が明るい道を切り開かれていくことを、心より祈念致します。

本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

中橋 俊浩

今月のCOVER



馬-サラブレッド (午)

哺乳綱奇蹄目ウマ科ウマ属

サラブレッドは馬の品種のひとつで、競馬発祥の地であるイギリスで、18世紀の初め頃から競走馬用として改良、育成されてきた品種です。イギリス在来種の牝馬にアラブ種を交配したのが起源とされています。

「連続8代にわたりサラブレッドが交配された馬」が、サラブレッドとしての大まかな定義となっており、その身体的特徴は、体高160cmほど、体重は約400kg～500kg、頭が小さく、四肢がスラっとしたスマートで美しい体形を特徴としています。

速く走るために改良されてきた品種だけに、時速60～70kmで数分間走ることができ、2000mを2分ほどで走ることができます。ただし、持久力はあまりなく、また気性が繊細で体質があまり頑丈ではない面も見られます。

令和8年度 税制改正大綱

1. 令和8年度税制改正大綱

令和7年12月19日、自由民主党ホームページで、自由民主党・日本維新の会による「令和8年度税制改正大綱」が公表されました。所得税の課税が始まるいわゆる「年収の壁」を178万円に引き上げる対応や、企業の設備投資を促す減税制度の創設が柱となっています。また、暗号資産による所得は雑所得ではなく申告分離課税へ移行する方向性が示され、暗号資産を金融商品として位置づけ直す転換点となる可能性があります。今号では全体の大まかなポイントをご紹介します。

2. 令和8年度税制改正のポイント

注)  は増税、 は減税、 は増減なしを表す。

区分	項目	増減税	内容	適用時期
法人税関係	賃上げ促進税制		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 租税特別措置等は真に必要なものに限定する方針の下、賃上げ促進税制についても現状の賃上げ状況を反映した必要な見直しを加える。 【大企業向け】 <ul style="list-style-type: none"> ・適用期限の到来を待たず、令和8年3月31日まで適用され、その後、廃止。 【中堅企業向け】 <ul style="list-style-type: none"> ・4%以上（現在は3%）の賃上げが要件になり、上乗せ要件について見直しされる。 ・適用期限の令和9年3月31日まで適用され、その後、廃止。 ・教育訓練費に関する上乗せ措置が廃止。 【中小企業向け】 <ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練費に関する上乗せ措置が廃止。 	<ul style="list-style-type: none"> 【大企業向け】令和8年4月1日以降の開始事業年度から適用なし 【中堅企業向け】令和8年4月1日～令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 【中小企業向け】令和8年4月1日以降の開始事業年度から適用なし
	特定資産の買換えに係る期限延長と一部見直し		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 長期保有土地等の譲渡益を活用した事業再編や新たな国内設備投資を喚起し、生産性向上や内需の拡大を通じた持続的な経済成長の実現を図るために、内容に一部見直しを行った上で3年間(一定の買換えについては2年間)延長する。 ※一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えのうち港湾の作業船については2年間延長される。 ※適用要件（対象資産、区域等、繰延べ割合）が一部見直される。 	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

区分	項目	増減税	内 容	適用時期
法人税関係	特定生産性向上設備等投資促進税制の創設		<p>➤ 青色申告書を提出する法人が、特定生産性向上設備等（仮称）を取得等し、事業の用に供した場合に、即時償却又は税額控除が認められる。</p> <p>【適用対象者】 青色申告書を提出する法人</p> <p>ただし、中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は農業協同組合等以外の法人の所得の金額が前期所得を超える一定の事業年度で、かつ、次のいずれかに該当しない事業年度においては本制度（繰越税額控除制度を除く）を適用しないこととする。</p> <p>① 継続雇用者給与等支給額\geq継続雇用者比較給与等支給額\times101%（※1） ② 国内設備投資額$>$当期償却費総額の30%（※2）</p> <p>【対象資産】 その法人の事業の用に直接供される建物、建物附属設備、構築物、機械装置、工具及び器具備品、ソフトウェアで一定規模以上のもの（※3） （事務用器具備品、本店、寄宿舎等の建物、福利厚生施設等、貸付けの用に供されるものは対象外）</p> <p>（※1）資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には102% （※2）資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には、40% （※3）一定の規模以上のものとは、それぞれ次のものをいう。 建物：一の取得価額が1,000万円以上のもの 建物附属設備：一の取得価額が120万円以上のもの（一の取得価額が60万円以上、かつ、一事業年度における取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。） 構築物：一の取得価額が120万円以上のもの 機械装置：1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの 工具及び器具備品：1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの（1台又は1基の取得価額が40万円以上、かつ、一事業年度における取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。） ソフトウェア：一の取得価額が70万円以上のもの</p>	改正産業競争力強化法の施行日～令和11年3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受け、その確認を受けた日以後5年を経過する日までの期間内に、事業の用に供した資産

区分	項目	増減税	内 容	適用時期
法人税関係	企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設	<p style="text-align: center;">■■■■</p> <p style="text-align: center;">(規制強化)</p>	<p>➤ 内国法人が<u>関連者</u>との間で<u>特定取引</u>を行った場合、その取引に関して、<u>取引関連書類</u>等にその取引に係る対価の額を算定するために必要な下記の事項の記載又は記録がないときは、これらの事項を明らかにする書類（電磁的記録を含む）を取得し、または作成し、保存することが義務付けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その取引に関する資産又は役務の提供の明細 ・ その取引においてその内国法人が支払うこととなる対価の額の計算の明細等 <p>また、この新たな保存義務に従って書類が保存されていない場合、青色申告の承認の取消事由等に追加される措置も講じられる。</p> <p>関連者 移転価格税制における関連者と同様の基準により判定する。</p> <p>特定取引 販売費、一般管理費その他の費用の額の基となる取引のうち、次の①又は②の取引をいう。</p> <p>① 関連者から内国法人に対して行う工業所有権等の譲渡又は貸付け（貸付けには権利設定などにより工業所有権等を使用させる行為を含む。） なお、工業所有権等とは次の資産をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの b. 著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。） c. プログラムの著作物 	記載なし ※今後詳細を要確認

区分	項目	増減税	内 容	適用時期
法人税関係	企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設	 (規制強化)	<p>② 関連者が内国法人に対して行う役務の提供のうち次の取引</p> <p>A) 契約・協定に基づき関連者が行う、次のいずれかの事業活動</p> <p>a. 関連者の産業・商業・学術に関する知識経験等の経営資源を活用して行う、研究開発、広告宣伝等の事業活動</p> <p>b. 関連者の専用資産（専らその内国法人及び関連者の事業の用に供する目的の資産）をその内国法人に使用させる行為、及びその専用資産の維持・管理</p> <p>B) 関連者がその内国法人に対して行う、経営の管理又は指導、情報の提供等で、関連者の産業・商業・学術に関する知識経験に基づき行うもの</p> <p>C) 上記a・bに類する役務の提供</p> <p>取引関連書類等 法人税法及び法人税に関する法令の規定により保存が義務付けられている書類等、すなわち、取引に関して受領若しくは交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類、又はこれらの書類に通常記載される事項が記録された電磁的記録を指す（法規則59①三、電子帳簿保存法7、電子帳簿保存法規則4）。</p>	記載なし ※今後詳細を要確認
	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	  	<p>➤ 適用期限を3年延長する(令和11年3月31日まで)。</p> <p>➤ 対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満(現行：30万円未満)に引き上げる。</p> <p>➤ 対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人を超える法人を除外する（現行：500人）。</p>	令和8年4月1日より適用

区分	項目	増減税	内容	適用時期
消費税関係	インボイス発行事業者となる小規模事業者の経過措置（2割特例）の見直し		<p>➤ 経過措置の見直し（3割特例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人事業者であるインボイス発行事業者の令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間（※1）については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができることとする。 この適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記する。 <p>（※1）免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限る。</p> <p>➤ 簡易課税制度への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> 3割特例の適用を受けたインボイス発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度選択届出書を提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用を認める。 <p>※ 現行の適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用を受けた適格請求書発行事業者についても、上記と同様の措置を講ずることとし、令和8年10月1日以後に終了する課税期間から本措置を適用できることとする。</p> <div data-bbox="482 1674 1368 2011"> <p>改正前</p> <p>改正後</p> </div>	令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間

区分	項目	増減税	内容	適用時期
消費税関係	免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し		<p>➢ 免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、本経過措置の最終的な適用期限を令和13年9月30日へと2年延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 控除可能割合を下記のように段階的に縮減させる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 令和8年10月1日～令和10年9月30日まで ⇒ 70% 令和10年10月1日～令和12年9月30日まで ⇒ 50% 令和12年10月1日～令和13年9月30日まで ⇒ 30% 令和13年10月1日～ ⇒ 0% </div> ただし、一つの免税事業者からの課税仕入れの額の合計額が年間で1億円（改正前：10億円）を超える場合には、その超える部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととする。 	令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用される
			資産税関係	貸付用不動産評価方法の見直し



区分	項目	増減税	内容	適用時期																	
資産税関係	不動産小口化商品の評価方法の見直し	↗	<p>▶ 小口化された貸付用不動産（※1）については、その取得の時期に関わらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額（※2）によって評価することとする。</p> <p>（※1） 不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産 （※2） 通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、次のいずれかの金額によって評価することができることとする。</p> <p>① 出資者等の求めに応じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等 ② 事業者等が把握している適正な売買実例価額 ③ 定期報告書等に記載された不動産の価格等 ④ ①～③を参酌して求めた金額</p> <p>ただし、これらに該当するものがないと認められる場合には、貸付用不動産の評価方法に準じて評価（取得時期や評価の安全性を考慮）する。</p>	令和9年1月1日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用																	
	事業承継税制 特例承継計画等の提出期限の延長	■■■■	<p>▶ 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度については、特例承継計画の提出期限を1年6か月延長する。また、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6か月延長する。</p> <table border="1" data-bbox="485 1481 1378 1792"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">法人版事業承継税制 (特例措置)</td> <td>特例承継計画の提出期限</td> <td>令和8年3月31日 (※)</td> <td>令和9年9月30日</td> </tr> <tr> <td>適用期限</td> <td>令和9年12月31日</td> <td>同左(改正なし)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人版事業承継税制</td> <td>個人事業承継計画の提出期限</td> <td>令和8年3月31日</td> <td>令和10年9月30日</td> </tr> <tr> <td>適用期限</td> <td>令和10年12月31日</td> <td>同左(改正なし)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 特例承継計画等の提出期限は令和6年度改正により令和6年3月31日から2年延長</p>			改正前	改正後	法人版事業承継税制 (特例措置)	特例承継計画の提出期限	令和8年3月31日 (※)	令和9年9月30日	適用期限	令和9年12月31日	同左(改正なし)	個人版事業承継税制	個人事業承継計画の提出期限	令和8年3月31日	令和10年9月30日	適用期限	令和10年12月31日	同左(改正なし)
		改正前	改正後																		
法人版事業承継税制 (特例措置)	特例承継計画の提出期限	令和8年3月31日 (※)	令和9年9月30日																		
	適用期限	令和9年12月31日	同左(改正なし)																		
個人版事業承継税制	個人事業承継計画の提出期限	令和8年3月31日	令和10年9月30日																		
	適用期限	令和10年12月31日	同左(改正なし)																		



区分	項目	増減税	内容	適用時期
所得税・住民税関係	極めて高い水準の所得に対する負担の適正化		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 税負担の公平性の確保を図る観点から、追加の税負担を計算する基礎となる基準所得金額から控除する特別控除額を引き下げ、税率を引き上げる。 <div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【改正前】 (基準所得金額-3.3億円) × 22.5% - 基準所得税額</p> <p>【改正後】 (基準所得金額-1.65億円) × 30% - 基準所得税額</p> </div>	令和9年分以後の所得税について適用
	ふるさと納税の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 個人住民税におけるふるさと納税による寄附金の税額控除制度について、特例控除額の限度額（道府県民税・市町村民税の限度額合計：193万円に改正）が見直される。 <p>【改正前】 個人住民税所得割額の2割</p> <p>【改正後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①・②のいずれか低い金額 ①個人住民税所得割額の2割 ②道府県民税：772,000円 (指定都市に住所を有する場合、386,000円) 市町村民税：1,158,000円 (指定都市に住所を有する場合、1,544,000円) 	令和10年度以後の個人住民税について適用
	住宅ローン控除の延長		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 子育て世帯等への優遇を「既存住宅」へ拡充。19歳未満の子がいる世帯等が「省エネ基準適合以上の既存住宅」を取得する場合も、借入限度額の上乗せ措置（限度額引き上げ）の対象とする。 ➢ 適用期限を5年延長する。 令和7年末から令和12年末まで延長となる。 ➢ 既存住宅の控除期間延長する。 省エネ基準適合以上の既存住宅は、控除期間を10年間から13年間に延長となる。 ➢ 小規模物件の床面積要件が緩和される。 合計所得金額1,000万円以下の人が対象となる「床面積40㎡以上50㎡未満」の特例措置を、既存住宅（中古マンション等）にも拡大される。 	令和8年1月1日以後に居住の用に供した場合について適用



区分	項目	増減税	内容	適用時期																												
所得税・住民税関係	暗号資産の譲渡所得等に係る申告分離課税制度の創設	高所得者	<p>➤ 個人が暗号資産の譲渡等により生じた所得について、現行の「総合課税（最大税率55%）」から、他の所得と区分して課税する「申告分離課税」へ移行し、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 税率のフラット化（分離課税） 暗号資産の譲渡所得等に対し、一律 20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率を適用する。</p> <p>② 繰越控除の導入 その年に控除しきれなかった損失の額について、翌年以後3年間にわたり、暗号資産の譲渡所得等から控除することを認める。</p> <p>③ 総合課税の対象になる暗号資産 総合課税の譲渡所得の基因となる暗号資産については</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 譲渡所得の特別控除（50万円控除）を適用しない ◆ 5年を超えて保有した資産に係る譲渡所得の全額の計算上1/2とする措置を適用しない ◆ 不動産所得など他の総合課税の対象となる所得との損益通算は適用しない 	<p>金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日以後に行う特定暗号資産の譲渡等について適用。（最短で令和9年1月1日の取引より適用）</p>																												
		低所得者																														
等、状況により変動																																
所得税・住民税関係	NISAのつみたて投資枠の拡充	つみたて投資枠	<p>➤ NISA口座の口座開設可能年齢の下限（改正前：18歳）を撤廃。</p> <p>・ 0歳～17歳に対して、新たにつみたて投資枠（年間投資上限額：60万円、非課税保有限度額：600万円）を設ける。</p>	<p>令和9年1月1日以降に開設されたNISA口座から適用</p>																												
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="background-color: #e8f5e9;">つみたて投資枠</th> <th style="background-color: #e8f5e9;">つみたて投資枠</th> <th style="background-color: #e8f5e9;">成長投資枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid red;">こどもNISA</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象年齢</td> <td style="border: 2px solid red;">0歳～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>18歳以上</td> </tr> <tr> <td>年間投資上限枠</td> <td style="border: 2px solid red;">60万円</td> <td>120万円</td> <td>240万円</td> </tr> <tr> <td>非課税保有限度額</td> <td style="border: 2px solid red;">600万円</td> <td>1,800万円</td> <td>1,200万円(内数)</td> </tr> <tr> <td>非課税保有期間</td> <td style="border: 2px solid red;">17歳まで</td> <td>無期限</td> <td>無期限</td> </tr> <tr> <td>投資対象商品</td> <td style="border: 2px solid red;">長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託</td> <td>長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託</td> <td>上場株式・公募等株式投資信託等</td> </tr> <tr> <td>運用管理</td> <td style="border: 2px solid red;">一定の要件の下、12歳以降は払出しが可</td> <td>制限無し</td> <td>制限無し</td> </tr> </tbody> </table>			つみたて投資枠	つみたて投資枠	成長投資枠		こどもNISA			対象年齢	0歳～17歳	18歳以上	18歳以上	年間投資上限枠	60万円	120万円	240万円	非課税保有限度額	600万円	1,800万円	1,200万円(内数)	非課税保有期間	17歳まで	無期限	無期限	投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・公募等株式投資信託等
	つみたて投資枠	つみたて投資枠	成長投資枠																													
	こどもNISA																															
対象年齢	0歳～17歳	18歳以上	18歳以上																													
年間投資上限枠	60万円	120万円	240万円																													
非課税保有限度額	600万円	1,800万円	1,200万円(内数)																													
非課税保有期間	17歳まで	無期限	無期限																													
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・公募等株式投資信託等																													
運用管理	一定の要件の下、12歳以降は払出しが可	制限無し	制限無し																													

区分	項目	増減税	内容	適用時期
所得税・住民税関係	青色申告特別控除の見直し		<p>➤ 会計ソフトの普及や電子申告割合の向上を踏まえ、記帳水準の向上を図るとともに、デジタル時代にふさわしい記帳や申告を一層推進する観点から、青色申告特別控除について一定の見直しが行われる。</p> <p>① 取引を正規の簿記の原則に従って記録している場合</p> <p>A) その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織(e-Tax)を使用し行う場合 ⇒65万円（改正なし）</p> <p>B) 上記に加え、以下の要件を満たす場合 その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること (次のいずれかに該当する場合に限る) a.仕訳帳及び総勘定元帳について、一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っている場合（優良な電子帳簿） b.請求書等のデジタルデータ(電子取引データ)を一定の要件を満たして保存を行う場合（請求書データ等との自動連携） ⇒改正前 65万円 ▶ 改正後 75万円</p>	令和9年分以後の所得税及び令和10年分以後の個人住民税について適用
		 	<p>C) その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに書面で行う場合 ⇒改正前 55万円 ▶ 改正後 10万円</p> <p>② 取引を簡易な簿記の方法に従って記録している場合</p> <p>A) 前々年分の事業所得又は不動産所得に係る収入金額が1,000万円以下の場合（下記以外） ⇒10万円（改正なし）</p> <p>B) 前々年分の事業所得又は不動産所得に係る収入金額が1,000万円を超える場合 ⇒改正前 10万円 ▶ 改正後 0万円</p>	



区分	項目	増減税	内容	適用時期																	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">所得税・住民税関係</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">基礎控除及び給与所得控除の引上げ等</p>		<p>➤ 物価高騰への対応及び就業調整の解消を図るため、所得税・個人住民税における非課税枠を178万円に引き上げるべく、以下の措置が講じられる。</p> <p>≪所得税≫</p> <p>① 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設（恒久制度） 消費者物価指数（総合）に連動して基礎控除を引き上げる仕組みが創設され、併せて給与所得控除の最低保障額についても同様の措置が講じられる。 今般の改正により、令和8、9年分は「基礎控除（本則）」及び「給与所得控除の最低保障額（本則）」が、それぞれ4万円引き上げられる。</p> <p>② 「三党合意」を踏まえた更なる対応（2年間の時限措置） 令和6年12月の「三党合意」を踏まえ、令和8年、9年の時限措置として、「基礎控除の特例」が42万円まで引き上げられ、また、「給与所得控除額の最低保障額の特例」も5万円引上げられる。 今般の改正により、いわゆる「年収の壁」は、178万円まで引上げられる。 今般の改正後の基礎控除額は、以下のとおり。</p>	<p>ひとり親控除の控除額における改正は、令和10年度分以後</p> <p>その他の改正は、令和9年度分以後</p>																	
			<table border="1" data-bbox="428 1222 1385 1750"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="2">基礎控除額</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> <tr> <th>令和7年分</th> <th>令和8・9年分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>132万円以下</td> <td>95万円</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">104万円</td> </tr> <tr> <td>132万円超 336万円以下</td> <td>88万円</td> </tr> <tr> <td>336万円超 489万円以下</td> <td>68万円</td> </tr> <tr> <td>489万円超 655万円以下</td> <td>63万円</td> <td style="text-align: center;">67万円</td> </tr> <tr> <td>655万円超 2,350万円以下</td> <td>58万円</td> <td style="text-align: center;">62万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 今般の改正に伴い、配偶者控除や扶養控除等の所得判定基準がそれぞれ4万円引上げられる。</p> <p>≪住民税≫ 所得税と同様に、個人住民税についても給与所得控除等の見直しが行われる。なお、個人住民税については、基礎控除の改正は行われない。</p>		基礎控除額		改正前	改正後	令和7年分	令和8・9年分	132万円以下	95万円	104万円	132万円超 336万円以下	88万円	336万円超 489万円以下	68万円	489万円超 655万円以下	63万円	67万円	655万円超 2,350万円以下
	基礎控除額																				
	改正前	改正後																			
	令和7年分	令和8・9年分																			
132万円以下	95万円	104万円																			
132万円超 336万円以下	88万円																				
336万円超 489万円以下	68万円																				
489万円超 655万円以下	63万円	67万円																			
655万円超 2,350万円以下	58万円	62万円																			

★改正内容のまとめ

項目		改正内容	
		合計所得金額	控除額等
基礎控除（本則）		2,350万円以下	58万円 ⇒ 62万円
基礎控除の特例	令和8年分	①132万円以下 ②132万円超 336万円以下 ③336万円超 489万円以下 ④489万円超 655万円以下	①37万円 ⇒ 42万円 ②30万円 ⇒ 42万円 ③10万円 ⇒ 42万円 ④5万円 ⇒ 5万円
	令和9年分		①37万円 ⇒ 42万円 ②0円 ⇒ 42万円 ③0円 ⇒ 42万円 ④0円 ⇒ 5万円
給与所得控除額の最低保障額（本則）		65万円 ⇒ 69万円	
給与所得控除額の最低保障額の特例	令和8年分 令和9年分	新設 5万円	

★改正後の給与所得控除額

給与等の収入金額	給与所得控除		
	改正前		改正後
	令和6年分	令和7年分	令和8・9年分※1
162.5万円以下	55万円 (最低保障額)	65万円 (最低保障額)	74万円 ※2 (最低保障額)
162.5万円超 180万円以下	給与収入 × 40% - 10万円 (55万円超～62万円以下)		
180万円超 190万円以下	給与収入 × 30% + 8万円 (62万円超～65万円以下)		
190万円超 220万円以下	給与収入 × 30% + 8万円 (65万円超～74万円以下)		改正なし
220万円超 360万円以下	給与収入 × 30% + 8万円 (74万円超～116万円以下)		
360万円超 660万円以下	給与収入 × 20% + 44万円 (116万円超～176万円以下)		
660万円超 850万円以下	給与収入 × 10% + 110万円 (176万円超～195万円以下)		
850万円超	195万円		改正なし

※1 令和10年分以降は、令和8・9年の消費者物価指数（総合）の上昇率を踏まえ、令和10年度税制改正により見直される予定

※2 令和10年分以降においても、生活保護基準額が178万円に達するまでは、課税最低額178万円は維持される予定

★人的控除の所得要件等の一覧（令和8・9年）

項目	改正前		改正後（令和8・9年）	
	適用要件	控除額	適用要件	控除額
配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額が58万円以下 (給与収入のみの場合：年収123万円以下)	38万円	同一生計配偶者の合計所得金額が62万円以下 (給与収入のみの場合：年収136万円以下)	38万円
配偶者特別控除	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円超～133万円以下 (給与収入のみの場合：年収123万円超～201万円以下※) ※全額控除は年収160万円以下	1万円～38万円	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の合計所得金額が62万円超～133万円以下 (給与収入のみの場合：年収136万円超～207万円以下※) ※全額控除は年収173万円以下	1万円～38万円
扶養控除	扶養親族の合計所得金額が58万円以下 (給与収入のみの場合：年収123万円以下)	38万円～63万円	扶養親族の合計所得金額が62万円以下 (給与収入のみの場合：年収136万円以下)	38万円～63万円
特定親族特別控除	一定の親族の合計所得金額が58万円超～123万円以下 (給与収入のみの場合：年収123万円超～188万円以下※) ※全額控除は年収150万円以下	63万円～3万円	一定の親族の合計所得金額が62万円超～123万円以下 (給与収入のみの場合：年収136万円超～197万円以下※) ※全額控除は年収163万円以下	63万円～3万円
障害者控除	同一生計配偶者または扶養親族の合計所得金額が58万円以下 (給与収入のみの場合：年収123万円以下)	27万円～75万円	同一生計配偶者または扶養親族の合計所得金額が62万円以下 (給与収入のみの場合：年収136万円以下)	27万円～75万円
寡婦控除	扶養親族の合計所得金額が58万円以下 (給与収入のみの場合：年収123万円以下)	27万円	扶養親族の合計所得金額が62万円以下 (給与収入のみの場合：年収136万円以下)	27万円
ひとり親控除	生計を一にする子の総所得金額等の合計額が58万円以下 (給与収入のみの場合：年収123万円以下)	35万円	生計を一にする子の総所得金額等の合計額が62万円以下 (給与収入のみの場合：年収136万円以下)	38万円
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額が85万円以下 (給与収入のみの場合：年収150万円以下)	27万円	勤労学生の合計所得金額が89万円以下 (給与収入のみの場合：年収163万円以下)	27万円
家内労働者等の特例	-	65万円	-	69万円

今号は税制改正大綱の概要をお伝えいたしました。
 税制改正の詳しい内容については、春5月発行予定の151号にも掲載予定です。
 是非あわせてご確認下さい。

法改正特集

冬号特集

社会保険の加入対象の拡大について

社会保険の加入対象の拡大について

令和7年6月13日に成立した年金制度改正法で、パートやアルバイトといった短時間労働者の社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入条件が見直され、その対象が拡大しました。本記事では今回の改正により新たに加入対象となる条件について詳しくご説明いたします。

(1) そもそも現行の社会保険の加入対象は

現行の社会保険制度における適用事業所とは、下図のA・Bに該当する事業所及びCのうち任意包括適用の申請をした事業所です。

社会保険に加入する事業所の範囲（現行制度）

- ✓ 常に1人以上の従業員が働いている法人の事業所 (A) …法律上必ず加入する事業所（適用事業所）
- ✓ 常に5人以上の従業員が働いている法定17業種に該当する事業所／個人事業主 (B) …法律上必ず加入する事業所（適用事業所）
- ✓ 上記以外 (C) …法律上必ず加入する必要はない事業所（労働者と雇用者の合意により、任意で加入することは可能＝任意包括適用）

	法人	個人事業主	
		5人以上の事業所	5人未満の事業所
法定17業種 例：鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給業、情報通信、運輸業、卸売業、金融業、不動産業、学術研究、教育、医療、複合サービス事業、土業 等	適用事業所 (A)	(B)	任意包括適用 (C)
上記以外の業種（非適用業種） 例：農業・林業・漁業、宿泊業、飲食サービス業、選択・理美容・浴場業、娯楽業、デザイン業、警備業、ビルメンテナンス業、政治・経済・文化団体、宗教等			

適用事業所 → 約266万事業所

任意包括適用事業所 → 約10万事業所

注）適用事業所数は2023年12月末現在

その上で社会保険に必ず加入することとなる者は、適用事業所で使用される、正社員及び以下の4つの要件を全て満たす短時間労働者です（要件を満たせば個人で任意加入することもできます）。

社会保険に加入する短時間労働者（現行制度）

従業員**51人以上の企業等**（令和6年10月以降）で働く方で以下の4つの条件全てに当てはまる方が、社会保険加入の対象になります。



①週の勤務が**20時間以上**



②給与が月額**88,000円以上**



含まれないもの

- ・ 残業代
- ・ 賞与
- ・ 通勤手当

※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則含みません。

③ **2ヵ月を超えて働く予定がある。**

④ **学生ではない。** ※休業中、定時制、通信制の方は加入対象となります。

(2) 今回の加入拡大のポイント

今回の加入拡大のポイントは、以下の3つです。

- ① 短時間労働者の企業規模要件を縮小・撤廃
- ② 短時間労働者の賃金要件を撤廃
- ③ 個人事業所の適用対象を拡大

それぞれについて詳しくご説明します。

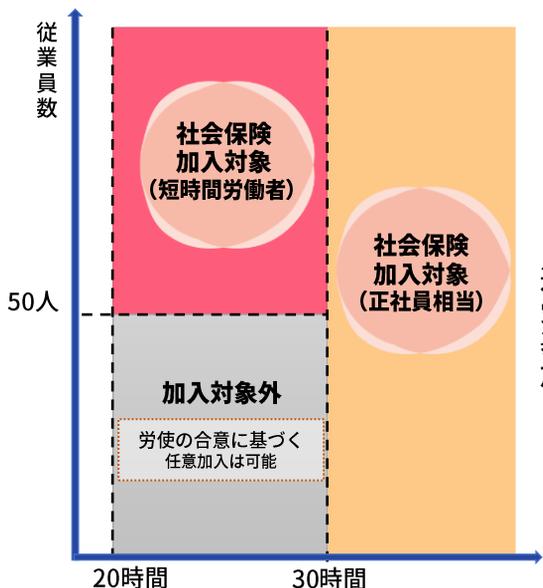
①短時間労働者の企業規模要件を縮小・撤廃

今回の改正により、企業規模要件を縮小・撤廃し、②の賃金要件の撤廃もあわせて、短時間労働者が週20時間以上働けば、働く企業の規模にかかわらず、社会保険に加入することになります。

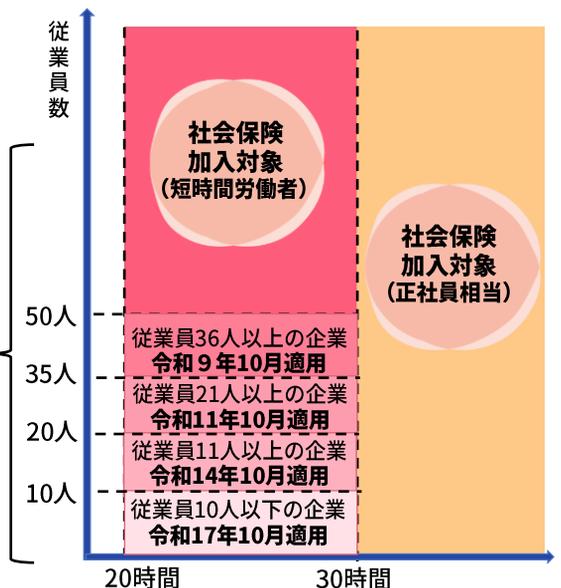
改正の時期は、10年かけて段階的に縮小・撤廃することとしており、勤め先の規模によって変わります。

現在

企業規模要件を撤廃していくイメージ



適用までは、労使の合意に基づく任意の加入を後押ししていきます



②短時間労働者の賃金要件を撤廃

前項でご紹介したように、現在の短時間労働者の社会保険加入要件の1つに「給与月額88,000円以上である」という要件があります。いわゆる「**年収106万円の壁**」として意識されていた要件となりますが、この月額8.8万円以上の要件が撤廃されます。

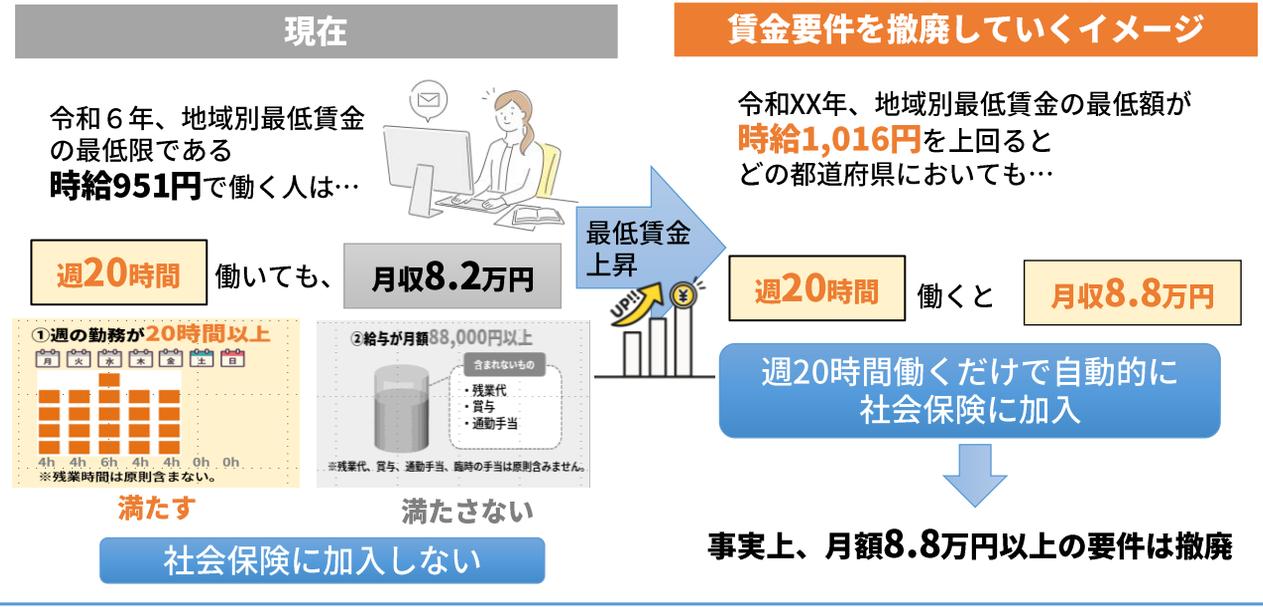
撤廃の時期は、**法律の公布から3年以内**で、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて判断されるとのことでした。

(最低賃金1,016円以上の地域で週20時間以上働くと、年額換算で約106万円となります。)

この点、令和7年度の最低賃金改定に伴い、令和7年12月1日には全国の最低賃金額**1,016円以上**となるため、**3年を待たずに撤廃**されることになると予想されます。

ちなみに最低賃金は、都道府県によって発効日が異なります。

今後は、それぞれの都道府県での最低賃金の発効日に応じて「**事実上、賃金要件が撤廃されていく**」こととなります。



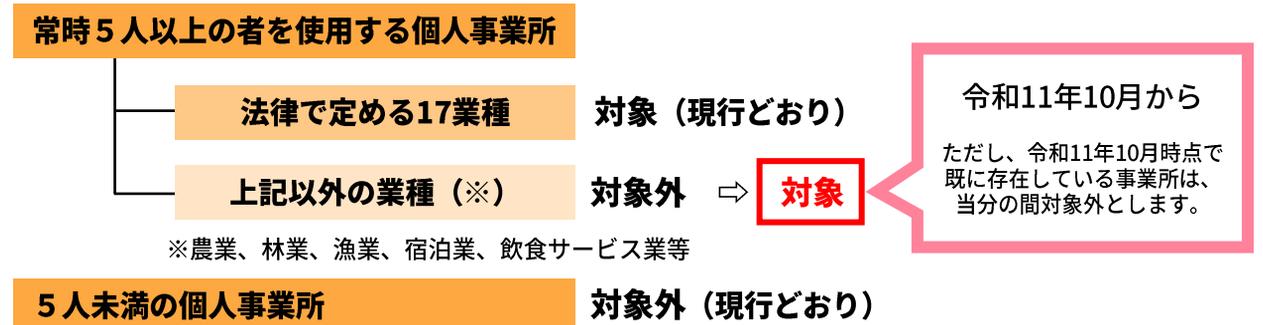
③個人事業所の適用対象を拡大

現在、個人事業所のうち、常時5人以上の者を使用する法定17業種（※）の事業所は、社会保険に必ず加入することとされています。

今回の改正では、法定17業種に限らず、常時5人以上の者を使用する全業種の事業所を適用対象とするよう拡大します。

ただし、2029年10月の施行時点で既に存在している事業所は当分の間、対象外です。

※①物の製造、②土木・建設、③鉱物採掘、④電気、⑤運送、⑥貨物積卸、⑦焼却・清掃、⑧物の販売、⑨金融・保険、⑩保管・賃貸、⑪媒介周旋、⑫集金、⑬教育・研究、⑭医療、⑮通信・報道、⑯社会福祉、⑰弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う士業



セミナーのご案内

会計塾セミナー

会計は会社の未来を描くための礎です！
このセミナーは経営者様、幹部社員様、支店長様、経理担当者様に会計をより理解して、経営に役立てて頂くための勉強会です。

【開催日程（全5回）】

令和8年4月10・17・24日 5月1・8日

毎週
金曜日

【開催時間】 15：30～17：30 ※途中休憩有り

【開催場所】 堀江会計事務所 呉本社 4F会議室

【参加費用】（全5回分）5万円／1名様につき

【定員】 15名

【講師】 中島 優子、加戸 秀征

会計塾とは？

「後継者や幹部が試算表を読めるようにしたい」

「経営分析の数値はどう捉えたらいいのか」

「数値の見方を復習したい」

…などのご要望に応え、これまでに多数のご参加をいただいている人気セミナーです。

マネジメントゲーム研修

マネジメントゲーム（MG研修）はソニーが40年前に開発した経営者育成研修です。ビジネスゲームによるリアルな経営の疑似体験を通して、楽しみながらマネジメント能力を身に付けられるユニークな研修です。本研修では、**1日間で3期分の経営を体験することができる**プログラムとなっております。ぜひご参加ください。

【開催日程】 どの日程でご参加いただいても、内容に相違はございません。

ご都合にあわせてお日にちをお選び下さい。

令和8年4月28日(火)／6月26日(金)／9月4日(金)

【開催時間】 9:00～17:00 ※途中休憩有り

【開催場所】 堀江会計事務所 呉本社 4F会議室

【参加費用】（各日）3万円／1名様につき（昼食代込）

※何度でもご参加いただけますが、都度費用がかかります。

【定員】 各日10名様 【講師】 岡田 歩



確定申告のお願い

今年もいよいよ確定申告の時期がやってきました。当社では、2月末までに終了し、早期にお客様へ税額報告することを目標に取り組んでおります。そのためには皆様のご協力が不可欠です。

以下の点について、何卒ご協力の程よろしくお願いいたします。

- ①資料提出は **1月23日(金)** までをお願いいたします。
- ②事業と関係のない家事費は必要経費とはなりませんので、家事費（※家事関連費を除く）の領収書は入れないようにしてください。
※家事関連費とは、電気や電話等事業用と家庭用で共用している場合のそれらの費用のこと
- ③控除証明書・源泉徴収票・医療費のお知らせ（医療費控除のある方）はもれなくお揃えの上、ご提出をお願いいたします。

1. 医療費

医療費が10万円（合計所得が200万円未満の方はその5%）を超える方は医療費控除が受けられます。ただし、通院費や入院費に補填された保険金や、市役所等からの高額医療費給付等を受取っていただければその分医療費から差し引かれます。高額医療費給付金のハガキも漏れなくご用意いただくようお願いいたします。

平成29年度より明細に記載した医療費分は領収書の提出が不要となっておりますが、申告期限等から5年間は自宅での保存が必要となっておりますのでご注意ください（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません）。

また、協会けんぽ等から届く医療費のお知らせでの提出が可能ですので、医療費のお知らせは捨てずに保管をお願いいたします。その他にセルフメディケーション税制もあります。詳しくは担当者にお問い合わせください。

2. 生命保険・地震保険（損害保険）

満期や解約で保険金を受領された方は、申告が必要な場合がありますので、念のためご連絡ください。

3. 国民年金保険料

日本年金機構から昨年11月初旬頃に送られてきている「社会保険料（国民年金保険料・国民年金基金）控除証明書」または銀行等で支払ったことを証する「領収証書」の証明書類添付が必要です。

もし紛失された場合には、日本年金機構へ再発行のご請求をお願いいたします。再発行には日数がかかりますので、早めの対応をお願いいたします。

○問い合わせ先

「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」0570-058-555

4. 譲渡・贈与

土地や家屋を譲渡された方、令和7年中に110万円を超える評価になる財産や金銭の贈与を受けた方は、申告が必要ですのでお早めにご連絡ください。

5. 住宅借入金等特別控除

令和7年度に金融機関のローンで住宅を取得された方は担当者にご連絡ください。過去に申告を失念していた住宅借入金に関しても、一定期間は期限後申告できる場合がありますので、ご連絡ください。

6. 寄付金控除

ふるさと納税を含む寄付をされた方は、控除を受けるために受領証等をご準備ください。**さとふるやふるなびなどをご利用の方は控除証明の一覧表が出力できますので、そちらをご準備ください。**

災害の義援金をされている場合は、その義援金が「特定寄付金」に該当するものであれば寄付金控除の対象となります。

7. 災害の損害

地震、火災、風水害などの災害によって、事業に関係のない住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告によって雑損控除又は、軽減免除を受けることが出来ます。控除を受けるために「り災証明書」をお持ちください。

8. マイナンバーについて

マイナンバーの記載が必要となっております。まだ弊社に提出されていない方は提出をお願いします。

9. 確定申告が必要な方（一例）

- ・給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
- ・1か所から給与の支払を受けている方で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える方
- ・給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）との合計額が20万円を超える方
- ・給与について、災害減税法により所得税等の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方
- ・公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある方
- ・外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある方

詳しくは、下記国税庁ホームページを御覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki2017/a/01/1_06.htm→



申告が必要かどうかの判断に迷われている方や、上記の資料等を紛失された等でお困りの方はお早めに弊社担当者にご連絡ください。

お近くの税務署でも時期が近付きましたら確定申告の相談等が開催されております。（電話相談も受け付けてくれます）

その他のお知らせ

確定申告に伴う営業日のお知らせ

2月21日（土）は、
8：30～17：30の時間帯で
営業いたします。

平日ご都合の悪い方はどうぞご利用ください。



編集後記

今号は毎年恒例の「税制改正大綱」と、社会保険の加入対象の拡大に関する情報を詳しくご紹介しました。

さて、このHMCネットワークも、今回で150回目の刊行を迎えることができました。これも偏に堀江会計グループをご愛顧くださる皆様のおかげです。誠にありがとうございます。

同じく2026年に記念年を迎えることといえば「昭和100年」をご存知でしょうか。2025年は昭和100年目でしたが、2026年では、昭和元年から起算して、満百年を迎えたのです。今年はその記念として、様々な施策や式典が行われる予定となっています。

昭和の時代は、未曾有の激動と変革、苦難と復興の時代であり、世界恐慌や第二次世界大戦、戦後の復興と高度経済成長と様々な出来事がありました。

現在、日本国民の約七割が昭和以前の生まれだそうです。「昭和100年」の取り組みは、現代の課題である少子高齢化社会に対する取り組みや感染症の脅威への対策、地球規模の気候変動とそれに伴う自然災害の激甚化などに対して、昭和を顧み、先人の躍動に学び、昭和の記憶を平成以降の生まれ世代に共有しよう

といった取り組みとなります。

2026年の干支は、丙午ひのえうま。「丙午に生まれた女性は気性が荒く、夫の寿命を縮める」という迷信が、60年前の丙午、昭和41年には信じられ出生率が大幅に下がりました。しかし令和を生きる私たちには、迷信に惑わされないデータとテクノロジーがあります。

長らく連載している『論語』にも「温故知新」―故きを温めて新しきを知る、という言葉があります。これには「以て師となるべし」という続きがあり、現代語訳すると「古くからの伝えを大切にしてい、新しい知識を得て行くことができる」、人を教える師となることができます。ぜひ、「という意味になります。ただ振り返り、現代への知恵とするだけではなく、自らが師となり人に正しく伝えていくことが大切なのではないでしょうか。」堀江会計グループでも、会計ソフトの導入、未来会計による数値からの経営分析、RPAの導入など、改革を続けてきました。グループ一同、皆様を先導する助けとなりたくと考え、これからも日々精進して参ります。





税理士法人
堀江会計事務所